

介護職員等特定処遇改善加算算定に係る「見える化」

令和5年4月1日

一般社団法人セイフティ就労支援協会

■加算の取得状況

介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 介護職員特定処遇改善加算（Ⅰ）

■賃金以外の処遇改善に関する具体的取組内容

	職場環境要件	当社の取組
資質の向上	介護福祉士や精神保健福祉士などの国家資格、サービス管理責任者研修など資格所取得支援	受講費用の支援、勤務シフトの考慮等を行う事で、資格を取得しやすい環境を整えている。
	研修の受講	研修等への参加については、個々の実務経験等を考慮し、計画的に行っている。
労働環境・処遇の改善	事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化	各種マニュアルを整備・作成し、事故・トラブル発生の防止に努めるとともに、責任の所在を明確化している。
	年間休日日数の増加	令和5年度より年間休日日数を段階的に引き上げる。令和5年度は年間114日とする。（週の所定労働時間37.5時間）
その他	中途採用者（他業種からの転職者、中高年齢者等）に特化した人事評価制度の確立	他業種からの転職者、中高年齢者を積極的に採用し、要望に沿った働き方を支援している。
	非正規職員から正規職員への転換	非正規職員が正規職員となる事を希望する場合、正規職員への転換を奨励している。
	職員の増員による業務負担の軽減	規定の人員配置人数より多く職員を採用する事で、業務を分散させ負担を軽減している。